

# 厚生労働省提出資料

民間資金等活用事業推進委員会第 2 3 回合同部会

平成 1 4 年 5 月 2 9 日

平成14年5月29日  
厚生労働省

## P F I 事業の実施に向けた取組状況について

厚生労働省所管のケアハウス、保育所、水道施設、医療施設等の各施設についてP F I方式による整備が促進されるよう、地方公共団体に対する予算措置等の支援を行っている。

具体的な取組状況は以下のとおり。

### ケアハウス、保育所

平成13年度第1次補正予算において、ケアハウス、保育所についてP F Iを活用した公設民営型による整備を推進するため、その設置に係る補助方式を拡大。

各自治体がP F I制度を活用した公設民営方式によるケアハウス及び保育所の整備を行うことを支援するため、実施マニュアルを作成・配布(ケアハウス:平成14年2月、保育所:平成14年3月)。

### 水道施設

水道法改正により、浄水場の運転管理や水質管理等の技術的業務の第三者への委託を可能とし、P F I事業を推進するための環境を整備したところ。

平成13年度においては、内閣府のP F I推進費を活用し、水道事業分野におけるP F I導入に係る調査を実施したところ。平成14年度予算においても、水道事業分野におけるP F I導入に係る調査・普及広報等を実施。

### 医療施設

P F I事業による医療施設整備についても、医療施設整備に関する補助の対象となるよう、補助方式を拡大。

平成12年度において、内閣府のPFI推進費を活用し、医療施設のPFIによる整備を進める上で解決すべき課題等を調査検討してきたことを踏まえ、13年度も引き続き、医療施設のPFIによる整備の促進のための調査・普及事業を実施。

#### 国立病院・療養所

平成13年度において、内閣府のPFI推進費を活用し、国立病院・療養所を対象とするPFI導入に向けて検討及び調査を実施。平成14年度においても引き続きPFI導入に向けた検討及び調査を実施。

# P F I 制度を活用した公設民営型ケアハウスの整備促進について

## 1 目的

市町村の公有地を利用するとともに、民間事業者の創意工夫ができる限り発揮されるような形で、ケアハウスの整備を促進する。

### < 従来 >

一般的には社会福祉法人等が自ら用地を確保し、建物を建設・運営  
公設民営の場合は「管理委託」であり、運営責任は市町村に帰属

### < P F I >

市町村が民間事業者に用地と建物を貸与し、民間事業者が運営

\* 建物については、民間事業者が建設したものを市町村が買い取った上で、当該事業者に貸与（B T O方式）

運営責任は、原則として民間事業者に帰属

\* ケアハウスの概要            別添 1 参照

## 2 平成 1 3 年度第 1 次補正予算における措置内容

ケアハウスの設置・運営主体を拡大し、民間企業等の参入の途を開いた。

< 従 来 > 地方公共団体、社会福祉法人、医療法人等

< 改正後 > 地方公共団体、社会福祉法人 + すべての法人（\*）

\* 地方公共団体と社会福祉法人以外は、社会福祉法に基づく都道府県知事等の許可が必要。

入居者の家賃負担額を一定水準に抑える観点から、P F I 法の枠組みを活用した整備を行う場合の施設整備費について、新たに国庫補助対象に追加した。            別添 2 参照

### 3 その他

P F I方式によるケアハウスの整備が期待される都市部を中心に、特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供する新しいタイプのケアハウスを優先的に整備する方針を明確化。(特別養護老人ホームの入所希望者の多様な受け皿の整備)

P F Iを活用した公設民営方式によるケアハウスの整備の具体的手続き(ケアハウスP F I実施マニュアル)を、本年2月の全国介護保険担当課長会議において配布。 別冊参照

### 4 具体事案(事業者選定の段階まで進んでいるもの)

#### 杉並区新型ケアハウス整備等事業

- <事業主体> 杉並区
- <事業方式> B T O方式
- <事業類型> 独立採算型
- <進捗状況> 実施方針の公表(本年2月15日)  
特定事業の選定(3月4日)  
現在、事業者の選定中

# ケアハウスの概要

## 1 利用者

- (1) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者又は高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
- (2) 原則として60歳以上の者。ただし、60歳以上の配偶者とともに利用する者については、この限りではない。

## 2 サービス機能

- (1) 入所者に対する助言・相談、食事、入浴、緊急時の対応。
- (2) 介護を必要とする場合は、ホームヘルプサービスなどの介護保険サービスにより対応。
- (3) 「特定施設入所者生活介護」の指定を受けた場合には、特別養護老人ホームと同等の介護サービスを提供。

## 3 施設規模等

- (1) 入所定員 20人以上（特別養護老人ホーム等に併設の場合には10人以上）。
- (2) 個室又は夫婦部屋。

## 4 人員配置：[設置形態、定員数等に応じて変動] \* ( ) 書きは非常勤職員であり再掲。

- (1) 単独設置、特定施設入所者生活介護の指定を受けていない場合の配置基準の例

定員	施設長	事務員	栄養士	調理員等	生活相談員	介護職員	総数
50人	1人		1人	4人(2)	1人	2人	9人(2)
100人	1人	1人	1人	4人(2)	1人	3人	11人(2)

- (2) 単独設置、特定施設入所者生活介護の指定を受けている場合の配置基準の例

定員	施設長	事務員	栄養士	調理員等	総数
50人	1人		1人	4人(2)	6人(2)
100人	1人	1人	1人	4人(2)	7人(2)

} 左記に加え、下記(A)(B)のいずれかに応じた配置が必要。

特定施設入所者生活介護の提供を受けていない入居者(A)の数に対応した配置

(A)の数	介護職員
20人	1人
50人	2人
100人	3人

特定施設入所者生活介護の提供を受けている入居者(B)の数に対応した配置

介護保険の運営基準に基づく配置(例)

(B)：看護・介護職員の割合

(要介護者) 3：1

(要支援者) 10：1

(B)：生活相談員の割合

100：1

## 5 入居者の費用負担：[50人定員（単独設置）大都市の場合の例：月額]

特定施設入所者生活介護の指定	指定を受けていない施設	指定を受けた施設
<b>生活費</b> （食材料費、光熱水費等に相当する部分）	<b>45,310円</b> （* 地区別冬季加算あり）	
<b>事務費</b> （職員人件費等に相当する部分）	<b>10,000円～74,300円</b>  * 収入に応じて変動：最高額からの不足分については公費（「事務費補助金」）で補填。	特定施設入所者生活介護の提供を受けない入居者の場合(定員の半分(25人)と仮定) <b>10,000円～64,000円</b> * 収入に応じて変動：最高額からの不足分については公費（「事務費補助金」）で補填。 特定施設入所者生活介護の提供を受ける入居者の場合 <b>10,000円～41,200円</b> * 収入に応じて変動：最高額からの不足分については公費（「事務費補助金」）で補填。 <b>+ 介護保険サービスの利用者1割自己負担</b>
<b>管理費</b> （施設建設費用等のうち公的補助対象部分を除いた設置者自己負担に相当する部分）	<b>1万円～5万円程度</b> を徴収している場合が多い。	

- (1) 、 : 平成13年4月1日現在の額。各施設の判断で上記よりも少ない額を徴収することも可能。
- (2) について、全施設の入居者の平均負担額は約2.3万円。
- (3) の支払方法は、分割払い、一括払い、両者の併用払いの3種類があるが、「1万円～5万円」は、入居者が月々の支払いを行っている場合の概ねの支払額である。
- (4) 上記の他、利用者個人の使用に属する光熱水費等を必要に応じて徴収可能。

## 6 設置・運営者及び公的補助の扱い

- (1) 都道府県、市町村、社会福祉法人に加えて、都道府県知事等から許可を受けた法人がケアハウスを設置・運営することができ、「事務費補助金」(上記5表)に基づく助成を受けることができる。
- \* 負担割合：国1/3、都道府県・指定都市・中核市2/3（設置・運営者が社会福祉法人の場合）
- (2) 都道府県、市町村、社会福祉法人に対して施設整備費補助を実施。
- \* 負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4
- \* 都道府県・市町村以外の法人については、PFI制度を用いて市町村等が整備する施設を、PFI事業者として選定された上で賃借して運営することが可能。

## 7 その他

本年1月より、10人程度ずつの単位で入居者が談話室等として使用可能なスペースを整備（ユニット型）した上で特定施設入所者生活介護の指定を受けるタイプのケアハウスについて、設備基準の緩和等を行ったところである。

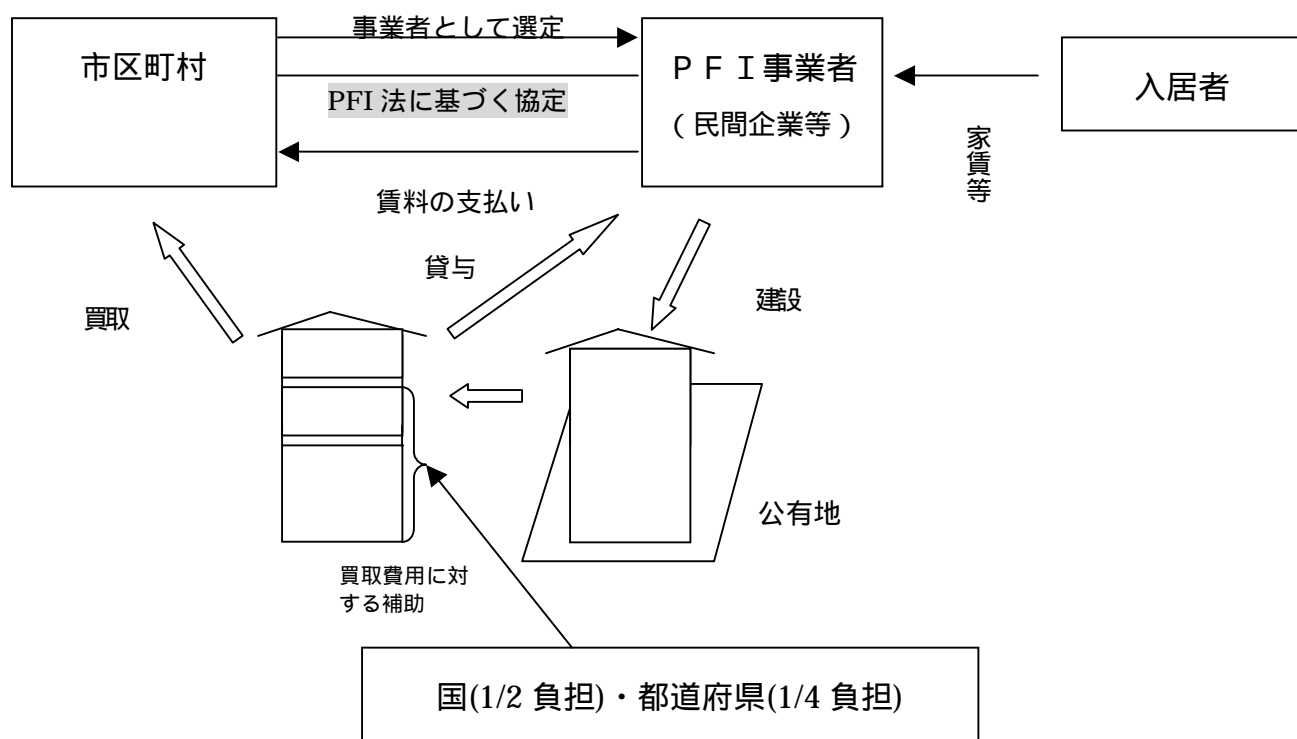
## P F I 制度を活用した公設民営型ケアハウスの整備促進について

(平成13年度第1次補正予算において措置済)

介護基盤整備の一環として、都市部等で介護サービス提供体制を備えたケアハウスの設置が促進されるよう所要の方策を講ずる。

具体的には、民間企業等にもケアハウスの設置・運営の途を開き（社会福祉法上の都道府県知事許可が必要）P F I 法に基づく選定を受けた事業者が公設民営型ケアハウスの運営を行う場合、新たにその施設整備費について国庫補助の対象とする。

### [イメージ図]



介護サービスの提供等に関する事項を盛り込んだP F I 協定の下、地方自治体がP F I 事業者の建設した施設を買い取った上でこれを当該事業者へ貸与し、運営させる場合、その買取費用を新たに国庫補助の対象とするもの。